

町民税・県民税算出方法

総所得金額

(所得控除)

種類	控除額										
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額 - 保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円										
2 医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額×5/100)または10万円のいずれか低い額 (限度額200万円)										
3 社会保険控除	支払った額										
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額										
5 生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払った保険料の1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払った保険料の1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
	支払った保険料	控除額									
12,000円以下	全額										
12,000円超32,000円以下	支払った保険料の1/2+6,000円										
32,000円超56,000円以下	支払った保険料の1/4+14,000円										
56,000円超	28,000円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超40,000円以下	支払った保険料の1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払った保険料の1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	
支払った保険料	控除額										
15,000円以下	全額										
15,000円超40,000円以下	支払った保険料の1/2+7,500円										
40,000円超70,000円以下	支払った保険料の1/4+17,500円										
70,000円超	35,000円										
6 地震保険料控除 (旧長期損害保険)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した額の合計が所得控除として認められます。(限度額70,000円) ●一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した額の合計が所得控除として認められます。(限度額28,000円) 										
	<p>1. 支払地震保険料の2分の1相当(上限25,000円)が所得控除として認められます。</p> <p>2. 平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます(短期損害保険料控除は廃止になります)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払長期損害保険料(A)</th> <th>地震保険料控除に含まれる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ≤ 5,000円</td> <td>A全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円 < A ≤ 15,000円</td> <td>A × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円 < A</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合は、控除額の上限は25,000円になります。</p>	支払長期損害保険料(A)	地震保険料控除に含まれる額	A ≤ 5,000円	A全額	5,000円 < A ≤ 15,000円	A × 1/2 + 2,500円	15,000円 < A	10,000円		
支払長期損害保険料(A)	地震保険料控除に含まれる額										
A ≤ 5,000円	A全額										
5,000円 < A ≤ 15,000円	A × 1/2 + 2,500円										
15,000円 < A	10,000円										

6 地震保険料控除 (旧長期損害保険)	地震保険料控除																																																													
	加入している保険	地震保険料控除に含まれる額																																																												
	①地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限25,000円)																																																												
	②長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限10,000円)																																																												
	③長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)																																																												
	④1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択																																																												
7 障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 特別障害者については…30万円 納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合につき…23万円を加算																																																													
8 寡婦(夫)控除	納税義務者が寡婦(夫)である場合には…26万円 ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合には…30万円																																																													
9 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には…26万円																																																													
10 配偶者控除	<ul style="list-style-type: none"> ●控除対象配偶者…33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には…38万円 ●納税義務者又は納税義務者と生計を一つにしている親族と同居している特別障害者である控除対象配偶者…56万円 ただし、その控除対象配偶者が70歳以上である場合には…61万円 																																																													
11 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税者本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>一般 33万円 老人 38万円</td> <td>22万円 26万円</td> <td>11万円 13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>所得金額</td> <td colspan="2">控除額</td> </tr> <tr> <td>35万円超 85万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(特別障害者) (同居特別障害者)</td> <td>26万円 30万円 53万円</td> <td>扶養控除</td> <td>一般 33万円 老人 38万円 特定 45万円 同居基礎控除 45万円</td> </tr> <tr> <td>寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)</td> <td>26万円 30万円</td> <td>基礎控除</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生控除</td> <td>26万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	配偶者特別控除	所得金額	控除額		35万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	障害者控除(特別障害者) (同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	扶養控除	一般 33万円 老人 38万円 特定 45万円 同居基礎控除 45万円	寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	26万円 30万円	基礎控除	33万円	勤労学生控除	26万円		
	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																										
配偶者控除	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円																																																											
配偶者特別控除	所得金額	控除額																																																												
	35万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円																																																										
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																																										
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																																										
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																																										
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																																										
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																																										
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																																										
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																																										
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																																										
障害者控除(特別障害者) (同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	扶養控除	一般 33万円 老人 38万円 特定 45万円 同居基礎控除 45万円																																																											
寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	26万円 30万円	基礎控除	33万円																																																											
勤労学生控除	26万円																																																													
12 扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> ●扶養親族1人につき…33万円 ただし、扶養親族が19~22歳未満の場合には…45万円 70歳以上である場合には…38万円 ●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき…45万円 <p>※年少扶養控除(扶養親族のうち、年齢16歳未満のものをいう。)に対する扶養控除が廃止されました。</p>																																																													
13 基礎控除	33万円																																																													

課税所得金額 × 税率一律10% (町民税6%、県民税4%)

↓
算出税額

↓
税額控除額